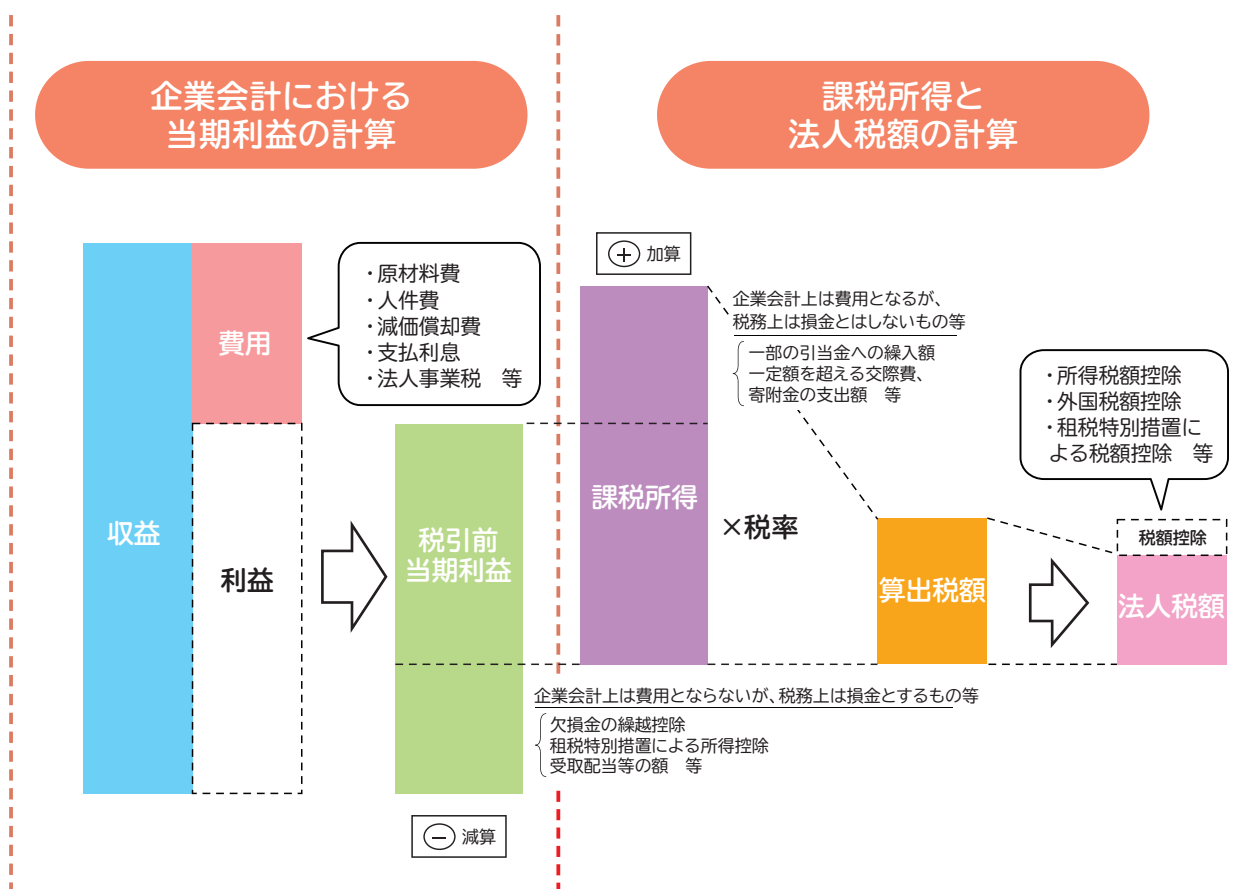


6. 「法人税」を知らう

1 法人税について

法人税は、法人の企業活動により得られる所得に対して課される税です。法人の**所得金額**は、**益金の額**から**損金の額**を引いた金額となっています。**益金の額**とは、商品・製品などの販売による売上収入や、土地・建物の売却収入などで、また、**損金の額**とは、売上原価や販売費、災害等による損失など費用や損失に当たるものです。（実際は、下の図のように企業会計上の税引前当期利益を基礎に法人税法の規定に基づく所要の加算又は減算（税務調整）を行い、所得金額を算出します。）

法人税額は、そうして得られた**所得金額**に**税率**をかけて**税額控除額**を差し引くことで算出します。



2 法人税率について

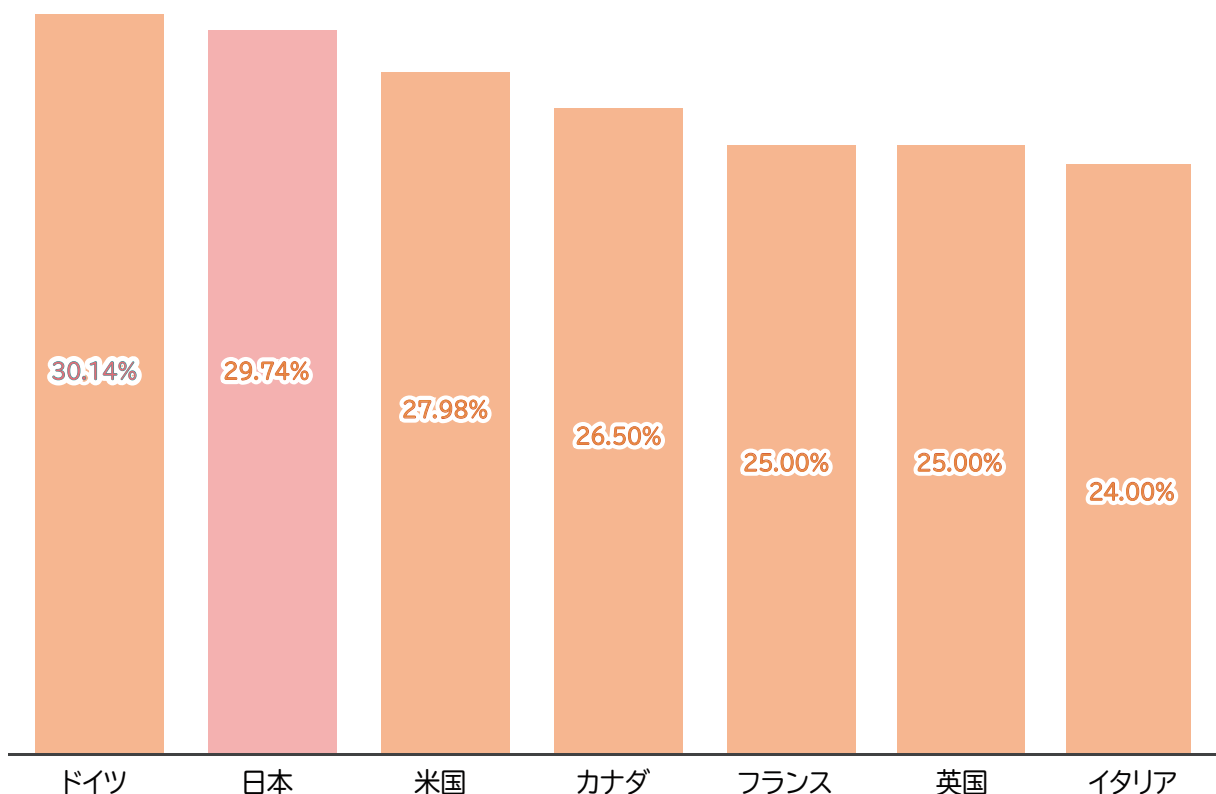
これまで法人税率は累次の見直しによって引き下げられてきました。

直近では、平成 27・28 年度税制改正において「課税ベースの拡大により財源を確保しながら、法人税率を引き下げる」という方針の下で改革が進められ、現在の国・地方を合わせた法人実効税率は目標としていた「20%台」を実現しました。

これらの改正における具体的な法人実効税率の推移は、37.00% → 32.11%(平成 27 年度) → 29.97%(平成 28・29 年度) → 29.74%(平成 30 年度～)となっています。

法人実効税率の国際比較

(2026 年1月現在)



(注1) 法人所得に対して一般的に広く課される税率(国税・地方税)を比較したもの。地方税は、日本は標準税率、ドイツは全国平均(2024 年)、米国はカリフォルニア州、カナダはオンタリオ州における標準税率。

なお、法人所得に対する税負担の一部が損金算入される場合は、その調整後の税率を表示。

(注2) 日本においては、2015 年度・2016 年度において、成長志向の法人税改革を実施し、税率を段階的に引き下げ、34.62%(2014 年度(改革前)) → 32.11%(2015 年度) → 29.97%(2016・2017 年度) → 29.74%(2018 年度～)となっている。

(注3) 日本は、防衛特別法人税(2026 年 4 月施行)の課税対象に該当する場合の法人実効税率は 30.64% となるが、上図には国際比較の観点から、一般的に広く課される税率を表示している。

(出典) 各国政府資料